

○ テレビ朝日

【ラジコについて】

- テレビの同時配信を検討するにあたり「ラジコ」の取り組みで参考になる点はあると考えますが、テレビとラジオのメディア特性の違いなどから、そのまま応用するのは困難と考えられる部分もあり、「ラジコ＝テレビ同時配信の先行モデル」といった単純な議論に陥らないよう、詳細な検証が必要と考えます。
- ラジコの目的は①都市部などの難聴エリア解消②デバイスの多様化による聴取機会の拡大③ラジオを知らない若年層へのアプローチ④ラジオの新しい楽しみ方の提案⑤受信端末減少への対応—と説明されていますが、このうち②と④については、テレビにも共通の課題と考えられる一方、①、③、⑤については事情を異にしていると考えます。
- 特にラジオにおいては、深刻な聴取者数減少を招いた大きな要因である都市部での難聴、受信端末の減少への対応策としてネットを活用せざるを得ない面も大きいと考えます。
- 検討会では、ラジコにより、新たなリスナーの開拓が進む一方、ラジオ各社の収支については現状維持か微減との報告がありました。ラジコがあるからこそ現状維持ないしは微減にとどまっているのか、ラジコによっても収支の改善には結びついていないのか、という点については現状では分析する術がないとのことでした。これはネットでの配信ビジネスの難しさを象徴するものと考えます。
- テレビ各局は様々な工夫を凝らしてネットビジネスに取り組んでいる渦中であり、同時配信を検討するにあたっては、各社のビジネス戦略に十分に配慮することが不可欠と考えます。
- また公共放送として使命や、受信料という財源を持つNHKと、広告収入で成り立つ民放の構造の違いも念頭においた議論を要望いたします。

【同時配信に係る技術課題の整理について】

- 常時同時配信を実施するにあたってのシステム構成や配信経路、災害時の情報伝達、地域制御方式、字幕、同時配信できないコンテンツの送出制御（いわゆるふたかぶせ）などについて、現時点で考えられる可能性に従って包括的に網羅したものと理解します。
- ただ現時点では、常時同時配信を実施するにあたっての課題をイメージしやすいように作成された机上のシミュレーションであり、常時同時配信の「実現」を前提とした、たたき台ではないと考えています。
- 構成員からも、「最初からハードルを高くするのではなく、実現しやすいところからスタートすべき」との趣旨の発言がありましたが、「放送を巡る諸課題に関する検討会」でも意見を申し述べたとおり、リアルタイム性が重視されるニュースやスポーツ番組など同時配信の視聴ニーズがあると思われるコンテンツから段階的に実施していくことが現実的と考えます。

委員会（第4回）以降に頂いたご意見②

○ テレビ東京からradikoへの質問

【質問】

ラジオでの配信は、配信コストを上回る収益をもたらしているか。また、配信部分は新たな広告収入に結びついているか。可能な範囲で、収益事業としての見込みについてお伺いしたい。

【回答】

お陰さまでラジオプレミアムが順調に伸びておりますため、配信コストを上回る収益をもたらしております。

新たな広告収入については、当日、民放連の木村専務理事がおっしゃった通り、まだそこまで至っていないようです。この部分は詳しくは民放連にお問い合わせください。

【質問】

「エリア内の同時配信は、権利処理で配信できない番組はない」とのご説明だったが、権利関係者に対し、どのような説明や手続きをされているのかお伺いしたい。

【回答】

配信開始時に、ラジオの難聴取エリアの解消をするためのラジオの補完であることを前提に、各放送局から出演者等に対して、ラジオ聴取者を増やしていくためには、聴けるデバイスがラジオ受信機(放送)だけでなく、パソコンやスマホ(通信)の必要性をご理解いただけたのだと理解しております。

委員会（第4回）以降に頂いたご意見③

○ 日本民間放送連盟

- 民放連も番組の制作委託取引が適正に行われることは重要と考えており、会員社への周知活動を継続的に行っているところである。
- 民放連は平成15年に「番組制作委託取引に関する指針」を定めており、民放各社はこの指針をもとに自社の自主基準を定めてホームページに公開するなど、制作会社に向けた周知を行っている。
- 民放連は平成16年の下請法改正にあわせて「下請法遵守マニュアル」を作成し、その後に策定された総務省の「ガイドライン」とともに全会員社に継続的に配付している。
- 民放連が毎年、会員社を対象に開催している「著作権研修会」で番組制作に関わる契約実務と法令について解説する講義内容を設けたり、全国の著作権責任者が集まる会合でも、関係省庁の動向を報告するなど、諸会合での周知活動を定例化させている。
- 昨年度の総務省のフォローアップ調査の結果では、地上基幹放送事業者での総務省「ガイドライン」の認知率は95.6%となっているが、民放連では「ガイドライン」に沿った会員社における適正な番組の制作委託取引の維持に、引き続き取り組んでいく。